

平成 20 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役社長 土井 春彦
(JASDAQ・コード 2427)

問合せ先
役職・氏名 常務取締役 鈴木 一彦
電話 054-281-4888

会 社 名 株式会社フリーワーク
代表者名 代表取締役社長 道林 昌彦
(大証「ヘラクレス」・コード 2486)
問合せ先
役職・氏名 取締役経理部長 池島 幸治
電話 06-6377-0808

株式会社アウトソーシングと株式会社フリーワークの合併に関するお知らせ

株式会社アウトソーシング（以下「アウトソーシング」という）と株式会社フリーワーク（以下「フリーワーク」という）は、平成 20 年 11 月 20 日開催の両社取締役会において、平成 21 年 3 月 1 日（予定）を効力発生日として、両社が対等の精神に基づき、アウトソーシングを存続会社、フリーワークを消滅会社として合併（以下「本合併」という）することを決議し、合併契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 合併の目的

（1） 本合併の目的

（両社の戦略）

アウトソーシングは、全国に 36箇所の営業拠点（含む採用センター）を有し、自動車から電子機器・半導体、医療機器等の多岐にわたる業種の国内大手メーカーに対して、生産効率向上を目的としてメーカーの生産を代行する生産アウトソーシング事業を展開しております。コンプライアンスに関わる請負と派遣の区分を示す旧労働省告示 37号（以下「告示 37号」という）については、安定雇用にフォーカスした独自の解釈基準を作成・活用しており、労働局にも認知され高く評価されております。また、生産効率を向上させる「個人の付加価値と待遇のアップの追求を業績に結び付ける請負」を推進することにより、業界トップクラスの

サービスを提供しております。

フリーワークは、近畿・中国地方を中心に9箇所の営業拠点（含む採用センター）を有し、ファクトリー事業を主力とし、生産工程への人材派遣を始め、生産工程の一部の業務請負から、今までではお客様の正社員のみが担ってきた高い技術を要する業務を含めて工場全体の業務を請負うことを目指すトータルアウトソーシングまで、それぞれのお客様のニーズにあった幅広いサービスの提供を推進しております。

(市場認識)

両社の属する生産アウトソーシング業界は、主たる顧客である国内大手メーカーにおいて、製品ライフサイクルの短命化やグローバルな価格競争などから雇用の流動化が不可欠となっており、流動化を担いメーカーの生産性向上に大きく寄与する業界として、日本の発展において必要不可欠な極めて重要な存在となっております。また、生産アウトソーシング業界は、バブル崩壊以降毎年2ケタ成長を続け、現在では3兆5千億円にものぼる市場ともいわれております。

しかし、最近の米国金融危機に端を発する世界的な景気急減速と先行き不透明感は、国内メーカーの業績に深刻な影響を及ぼし、当業界を取り巻く環境は極めて厳しい方向に向かいつつあります。

更に追い討ちをかけるように、国内メーカーのほとんどが活用している製造派遣が抵触日（注1）を迎えるために対応を迫られる、いわゆる2009年問題（注2）が顕在化しており、環境の悪化に拍車をかけております。

製造派遣を活用するメーカーが抵触日を迎えた時の対応策としては、大きくは「派遣社員のメーカー直接雇用への切り替え」、「安価な人材資源のある海外へ生産拠点を移管」、「告示37号をクリアした請負」の3つが考えられますが、「直接雇用への切り替え」は、生産変動が非常に激しい現在の生産現場において不可欠となる雇用の流動化が図れないため効率を落とすことになります。また、「海外移管」につきましては、歩留りの問題や為替・関税のリスクが発生し、2000年前後に、ブームのように海外へ移管したメーカーが、アウトソーシング業者を活用して国内に回帰させる動きが広まったという過去の事例からも、かえって効率の悪化を招くことが既に立証されております。

このため、「請負」が対応策として最有力であり、短期間に請負化する能力のある生産アウトソーシング業者が国内製造業から強く求められております。しかし、大半の同業者は薄利多売の派遣型ビジネスモデルを開拓してきたため、コンプライアンスを重視し、告示37号を遵守した請負ができる業者は極めて少なく、当業界では、請負が出来る業者のみが生き残るという、大きな淘汰が起こりつつあります。

(注1) 抵触日：派遣は、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みとの考え方から、製造派遣の活用には、

派遣法の定めにより3年の期間制限が定められています。抵触日とは、3年の派遣可能期間の最終日の翌日を指し、メーカーは、派遣法の定めにより抵触日以降は、原則として3ヶ月を越えるクーリング期間（派遣未活用期間）を置かない限り、再度、派遣労働者を受け入れることができません。

(注2) 2009年問題：2004年の派遣法改正により製造業務への派遣が解禁され、2006年にはそれまで1年であった期間制限が3年へと延長されました。当時、請負契約ないし委託契約という形態で運用されていた生産アウトソーシングは、2006年に「偽装請負」という形で社会問題として大きく取り上げられたことを受け、多くの契約が、3年後の対応

も定まらないまま派遣契約へシフトされました。このため 2009 年には、多くのメーカーで一斉に 3 年の期間制限を迎えることになり、その対応を迫られております。

(戦略シナジー)

多くのメーカーでは、2009 年問題への対応として請負が最適であると認識しながらも、既存の派遣業者が告示 37 号をクリアした請負ができず、その業者から請負化の提案もなされていないため、抵触日問題に対する一時的な回避策として、派遣社員を直接雇用へ切り替えるという選択をせざるを得ない状況に陥っています。

このような状況に対して、両社は告示 37 号をクリアした請負ができる数少ない業者であり、メーカーが派遣社員を直接雇用に切り替えた製造現場を請負化していくという最重要の戦略も合致しているため、両社が一つになることにより戦略の推進を加速させ、一気に、淘汰される市場を取り込むことにより、企業価値を向上させることを目指すものであります。

その切り口として、アウトソーシングでは、株式会社リロケーション・ジャパンとの共同出資により、株式会社 OR J（以下「OR J」という）を平成 20 年 10 月 27 日に設立しております。

メーカーが大量の派遣社員を直接雇用した場合、社宅の契約や管理・日常生活上の労務管理・送迎対応・勤怠確認等、様々な対応の煩雑さはメーカーの想定を遥かに超え、バブル崩壊以後、合理化のためにスリム化してきたメーカーの管理部門での対応は極めて困難であるという問題が生じますが、OR J では、アウトソーシングの持つ労務管理ノウハウと、株式会社リロケーション・ジャパンの持つ社宅管理に関するノウハウを融合することにより、派遣から直接雇用へ切り替わったメーカー社員の管理業務を寮管理から送迎管理や雇用管理に至るまで一括して受託することができるため、メーカーからの引き合いも非常に強く、管理受託する対象人数が来年 3 月には 1 万人、9 月には 3 万人が見込まれております。

今後、大規模な契約拡大が見込まれる OR J の管理受託する製造現場に対して、アドバンテージをとって請負化を進めていくためには体制構築が不可欠であり、その体制を整える本合併の効果は非常に大きいと考えます。本合併により、アウトソーシンググループでは、当業界で唯一、2009 年問題への対応策とその体制が完全に整うことになり、業界一の請負シェアを目指してまいります。

また、両社の取引先は全く重複せず、売上・売上総利益が合算・伸長することが予想される上、同一地域に重複する営業拠点の統合や募集効率の向上などにより、販管費の節減効果が大きく期待できます。その結果、販管費率の低減が図られ、対売上比率の向上を伴って営業利益が増加することが見込まれるため、財務体質が強化されると考えます。これにより、今後、業界再編の中で M&A を行っていく際にも、強固な財務体質に基づいた現金での M&A が十分に可能となるため、全体の統合シナジーは非常に大きいものが見込まれると考えております。

(2) 上場廃止になる見込み及びその事由

本合併の結果、効力発生日である平成 21 年 3 月 1 日をもってフリーワークは解散し、フリーワークは上場廃止基準に従って平成 21 年 2 月 24 日付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、大阪証券取引所ヘラクレス市場においてフリーワーク株式を取引できません。なお、アウトソーシングは大阪証券取引所に上場申請をおこなう予定はございません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本合併は上記の通りアウトソーシングとフリーワークが合併することによってシナジー効果を実現することを目的としており、フリーワークの上場廃止を目的とするものではございませんが、本合併によりフリーワークが解散することになるため、フリーワーク株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い平成21年2月24日付で上場廃止となる予定です。

後記の通り、本合併の対価であるアウトソーシング株式は、ジャスダック証券取引所に上場しておりますので、本合併後においても、引き続きジャスダック市場において取引機会が確保されております。また、本合併によりシナジー効果が実現され企業価値向上が図られた場合、今後アウトソーシング株式を保有することになるフリーワークの株主を含めて全てのアウトソーシング株主の皆様のご期待にお応えできるものと考えております。

(4) 公正性を担保するための措置

後記の通り、アウトソーシング及びフリーワークは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アウトソーシングは野村證券株式会社（以下「野村證券」という）を、フリーワークは新光証券株式会社（以下「新光証券」という）をフィナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ合併比率の算定を依頼いたしました。また、アウトソーシング及びフリーワークは、それぞれの算定機関から合併比率自体の公正性に関する評価は取得しておりません。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合 併 契 約 締 結	平成 20 年 11 月 20 日 (木)
臨時株主総会基準日（両社）	平成 20 年 12 月 6 日 (土) (予定)
合併承認株主総会（両社）	平成 21 年 1 月 28 日 (水) (予定)
整理銘柄指定日（フリーワーク）	平成 21 年 1 月 29 日 (木) (予定)
上場廃止日（フリーワーク）	平成 21 年 2 月 24 日 (火) (予定)
合併の予定日（効力発生日）	平成 21 年 3 月 1 日 (日) (予定)

(注) 株券電子化に伴い、株券は不発行となる予定です。

(2) 合併方式

両社対等の精神のもと合併いたしますが、合併の手続き上、アウトソーシングを合併存続会社、フリーワークは合併消滅会社といたします。

(3) 合併に係る割当の内容

会社名	アウトソーシング (存続会社)	フリーワーク (消滅会社)
合併比率	1	3

(注) 1. 株式の割当比率

フリーワークの株式1株（ただし、フリーワークが保有するフリーワーク株式246株（平成20年11月20日現在）を除く。）に対して、アウトソーシングの株式3株を割当て交付します。

2. 合併により発行する新株式数等

普通株式 26,697株（予定）

また、アウトソーシングは、その保有する自己株式9,240株を合併による株式の割當に充当します。

(4) 合併に係る割当の内容の算定根拠等

① 算定の基礎

アウトソーシング及びフリーワークは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アウトソーシングは野村證券を、フリーワークは新光証券をフィナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ合併比率の算定を依頼いたしました。

アウトソーシングは、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書を野村證券より受領しております。

野村證券は、両社株式に市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法による算定を行いました。野村證券による算定結果の概要は、以下のとおりです。

算定手法		合併比率のレンジ	
		アウトソーシング (存続会社)	フリーワーク (消滅会社)
①	市場株価平均法	1	3.04～3.33
②	類似会社比較法	1	1.48～5.83
③	DCF 法	1	2.67～3.64

なお、市場株価平均法については、最近における両社株式の市場取引状況を勘案の上、2008年11月19日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、アウトソーシングによる平成20年12月期第3四半期財務・業績の概況及び平成20年12月期通期業績予想下方修正並びにフリーワークによる平成20年9月期決算短信の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成20年11月17日～平成20年11月19日）の株価終値平均を採用いたしました。

フリーワークは、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書を新光証券より受領しております。

新光証券は、両社株式に市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法による算定を行いました。新光証券による算定結果の概要は、以下のとおりです。

算定手法		合併比率のレンジ	
		アウトソーシング (存続会社)	フリーワーク (消滅会社)
①	市場株価平均法	1	2.01～2.92
②	類似会社比較法	1	1.48～5.05
③	DCF 法	1	2.67～3.43

なお、市場株価平均法については、2008年11月18日を算定基準日として、過去1ヶ月間の終値の単純平均、過去3ヶ月間の終値の単純平均を基に算定しました。

また、今回の算定の基礎となったフリーワークの事業計画では、2009年9月期から2010年9月期にかけて前年度対比30%を超える利益の増加を見込んでいます。これは、2009年9月期において主要取引先の生産調整等の影響により、上半期に利益が一旦減少するものの、下半期以降においては、受注回復を見込んでいるためです。

② 算定の経緯

上記記載のとおり、アウトソーシングは野村證券に、フリーワークは新光証券に、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、平成20年11月20日付にて、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

また、アウトソーシング及びフリーワークは、それぞれの算定機関から合併比率自体の公正性に関する評価は取得しておりません。

③ 算定機関との関係

算定機関である野村證券及び新光証券は、いずれもアウトソーシングまたはフリーワークの関連当事者には該当いたしません。

(5) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

フリーワークが発行している新株予約権については、効力発生日において、アウトソーシングの新株予約権を割当交付いたします。

3. 合併当事会社の概要

(アウトソーシング：平成 19 年 12 月 31 日現在、フリーワーク：平成 20 年 9 月 30 日現在)

(1) 商号	アウトソーシング (存続会社)	フリーワーク (消滅会社)
(2) 主な事業内容	生産アウトソーシング事業等	総合人材事業、介護事業等
(3) 設立年月日	平成 9 年 1 月	平成 5 年 12 月
(4) 本店所在地	静岡県静岡市駿河区南町 11 番 1 号	大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土井 春彦	代表取締役社長 道林 昌彦
(6) 資本金の額	474 百万円	287 百万円
(7) 発行済株式総数	127,620 株	12,209 株
(8) 純資産	2,188 百万円 (連結)	1,275 百万円 (連結)
(9) 総資産	5,660 百万円 (連結)	2,188 百万円 (連結)
(10) 事業年度の末日	12 月 31 日	9 月 30 日
(11) 従業員数	7,674 名 (連結)	1,463 名 (連結)
(12) 主要取引先	テルモ 日本電気グループ トヨタグループ 東芝グループ	パナソニックグループ 三洋電機グループ G S ユアサグループ 富士通グループ
(13) 大株主及び持株比率	土井 春彦 33.54% 佐野 美樹 3.92% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) 2.57% 土井 千春 2.43% 有限会社トリリオン 1.95%	道林 昌彦 40.95% 有限会社アイ・コーポレーション 8.31% 道林 侑輝 8.31% 道林 尚輝 8.31% 丸岡 陽太 5.73%
(14) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 静岡銀行 みずほ銀行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 京都北都信用金庫
(15) 当事会社間の関係等	資本関係 人的関係 取引関係 該当状況	該当なし 該当なし 開示対象となる取引はありません。 両社はそれぞれ、連結財務諸表規則第 15 条の 4 に定める関連当事者への該当状況 該当しません。

(16) 最近 3 年間の業績

(単位：百万円)

	アウトソーシング (存続会社) (連結)			フリーワーク (消滅会社) (連結)		
事業年度の末日	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 18 年 9 月期	平成 19 年 9 月期	平成 20 年 9 月期
売上高	17,881	21,197	24,321	3,734	4,000	4,989
営業利益	95	119	1,013	239	201	196
経常利益	103	118	1,004	225	200	210
当期純利益	34	97	583	129	98	114
1 株当たり当期純利益(円)	273.51	783.25	4,917.29	11,474.92	8,191.83	9,517.97
1 株当たり配当金(円)	300	300	492	1,000	1,500	3,500
1 株当たり純資産(円)	14,625.40	14,123.04	17,816.76	91,836.62	99,009.73	106,466.10

4. 合併後の状況

(1) 商号	株式会社アウトソーシング
(2) 主な事業内容	生産アウトソーシング事業
(3) 本店所在地	大阪市北区茶屋町 19 番 19 号 (注)
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 土井 春彦 代表取締役社長 丸岡 陽太
(5) 資本金の額	確定次第お知らせいたします。
(6) 純資産	確定次第お知らせいたします。
(7) 総資産	確定次第お知らせいたします。
(8) 事業年度の末日	12 月 31 日

(注) 現本店所在地である静岡県静岡市駿河区南町 11 番 1 号には、静岡本部の名称にて引き続き本部機能を設置いたします。

(9) 会計処理の概要

本合併は、企業結合に係る会計基準における取得に該当いたします。なお、本合併によりのれんが発生する見込みですが、その金額及び償却年数等については現時点では未定です。

(10) 合併による業績への影響・見通し

本合併によるアウトソーシングの平成 20 年 12 月期決算に与える影響は軽微です。平成 21 年 12 月期決算に与える影響は、確定次第速やかにお知らせいたします。

以上